

I 総論

第1章 計画の前提

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

少子高齢化が進行する中、単身世帯数の増加傾向は今後も続くと推計されており、家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度のはざま」の問題への対応等の課題が表面化し、更に様々な分野の課題が絡み合って複雑化するだけでなく、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースが見られるようになりました。

こうした中、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、共に支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいと地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉法が改正（令和3年4月施行）され重層的支援体制整備事業が創設されました。

県では、「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図り、令和5年度から「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定しました。

県計画は、地域福祉が抱える様々な問題やニーズに対応し、困っている人たちへの支援、自立を図っていくものとし、地域で発生し、又は発生する懸念がある福祉事象に対し、県、市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって協力しあうこととしています。

(2) 野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割）

福祉行政の取組は、地域福祉サービスに関する事務のほとんどが「自治事務」に位置付けられ、市町村レベルにおける地域の実情に配慮したものへと重心が移ってきています。具体的には、「他人事（ひとごと）」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取組の支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すため、地域福祉の推進に関し各分野の福祉計画を包括し一体的に定めるとともに、「野田市総合計画」との整合を図り策定する計画です。また、本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」及び、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。

今回は第4次改訂版として、実施対応した事業成果を拡充しつつ、これまでの計画同様、本市の実情に即した福祉行政に取組み、日々生じる課題へ臨機応変に対応する体制を目指します。

また、第4次改訂版では、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施方針や実施体制を整理し、更に、再犯防止等の推進に関する法に基づく「再犯防止推進計画」として、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止の推進に関する施策を加えることで、更なる地域共生社会の実現を目指します。

2 地域福祉計画の必要性

(1) 社会全体の情勢

地域福祉計画策定の背景として、地域社会の変容があります。

これまで策定されてきた計画の社会情勢を踏まえてみると、国全体として扱われてきた問題は本市でも同様にその傾向を更に強くしており、都市化、核家族化が進むにつれて、これまでの親族関係や地域におけるつながりが希薄になり、相互扶助機能が弱まったことで、必要な支援や知恵といったものが得られにくくなりました。

また、少子高齢化の進行や長引く経済不況の中で、生活不安やストレスが増大していると言われており、社会の変化は孤独や孤立を招き、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど、人々の抱える問題は複雑かつ深刻化しています。

このような社会情勢の中で、家庭や地域社会といった市民生活を取り巻く環境において様々な課題が顕在化する一方で、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な場面も少なくありません。

将来的に人口推計（野田市総合計画）を見ても、平成27年をピークに全体的に人口が減少する中、年齢3区分別の割合は少子高齢化が強まり、特に65歳以上人口が増加することが見込まれ高齢化が著しい傾向となっており、少子高齢化の抱える問題が肥大化することも予想されます。

現在、住民の暮らしを支えるためには、福祉サービスの充実とともに、地域において福祉問題の解決に取り組む、助け合う仕組みづくりの必要性が課題となっております。

●地域において身近な福祉を必要とする社会の変化

(2) 福祉活動に関する努力

これまで、計画的な福祉行政の推進により、公的福祉サービスは全国的に充実してきました。

民間レベルにおいても、自治会や地区社会福祉協議会等による交流や福祉活動の活発な地域が数多く見られるとともに、広域的な地域をカバーする取組として、ボランティアやNPO法人等の活動の支援が重視されているところです。

地域コミュニティにおける社会福祉活動は、失われつつある人のつながりを繋ぎとめ「福祉によるまちづくり」を実現する、有意な活動となっております。

●地域における福祉活動の重要性

(3) 現状のまとめと課題

地域において、身近な福祉のニーズが高まるとともに、地域における福祉活動の重要性が増しています。一方で、複雑化又は細分化する福祉のニーズに対し、支援を必要とする方への支援の提供は、明快である必要があります。

情報提供の不足、行政の縦割り等を背景とした関係者間の協力・連携体制の欠如、思い込みによるサービスのミスマッチ等を回避し、的確かつ迅速な支援の提供のためには、次の3点が課題として挙げられます。

- ① 社会福祉事業の計画的推進を始めとした公的役割の拡大と周知
- ② 地域住民による地域共生社会の構築と存続
- ③ 官民連携に加え、官官、民民といった、あらゆる連携の必要性が増大

●共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である「地域」に根差して助け合い、生活者としてそれぞれの地域で、誰もが、その人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉の推進に努めることが必要。

(4) 野田市をめぐる基本的な背景

① 地域特性

全国的な核家族化の傾向は野田市においても進んでいる一方、昔ながらの「醤油（しょうゆ）の街」として、市民の間には古くからの隣近所の付き合いや習慣が残っている地域もあり、このような場所では地域活動が活発に行われています。

また、首都から30キロ圏の立地ながら、市内には2,500haを超える（参照：農業委員会の令和5年度活動計画より）農地がいまだに存在しており（市面積の約24%）、農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が継続的に行われている地域もあります。

②地域活動の状況

地域によって、地区社会福祉協議会の事業である「ふれあいいきいきサロン」や「友愛訪問」のほか、ふれあいの会、世代間交流スポーツ大会、防犯パトロールなど、地域の実情に合わせた地域活動が、様々に工夫されながら数多く実施されています。

また、つくしんぼ運営委員会の「ふれあい喫茶つくしんぼ」のほか、子育て支援や地域活動支援センターを運営する各NPO法人などを含め、比較的広域にわたって活動する福祉関係のボランティア等が活発に活動しております。

③活動における課題

地域福祉活動には、若い世代や新しい住民の参加が少ないこと、各種の地域活動が行われているにもかかわらず、真にサービスが必要な方に福祉サービスや情報が伝わっていない場合があること等の課題があります。

- 地域によっては、地域福祉活動が行われる素地があるとともに、実際に活発に行われているところもあるが、若年世代や転入者の参加・協力や、情報提供の仕方等に課題があるのが実情。

(5) 社会福祉法による要請

社会福祉法 107 条の規定に基づき、市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める「地域福祉計画」を策定し、公表することとされています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 以上の地域福祉を取り巻く情勢や野田市の現状、課題等の特性を踏まえ、社会福祉事業の計画的推進や住民活動と公的サービスの連携を図るための指針として、「野田市地域福祉計画【第4次改訂版】」を策定します。

3 計画の位置付け

「野田市地域福祉計画」との関連性について

① 野田市総合計画

市民を取り巻く社会や環境は、人口減少や超高齢化社会など多くの問題を抱えています。今後、野田市はこれらの問題に対処すべく、本計画に基づいて市民の皆様とともに、こどもを育て、老後を過ごしやすい福祉政策を充実させてまいります。さらには、かけがえのない豊かな自然環境を次の世代に残すとともに、自然と調和のとれた安全で利便性の高いまちづくりを推進することにより、魅力ある生活環境を整え、市政全体の底上げに向けて全力で取り組んでまいります。

② 個別計画の展開

各分野における個別の施策（計画）を展開しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者福祉：シルバープラン（老人福祉計画及び介護保険事業計画）・ 障がい者福祉：障がい者基本計画、障がい福祉計画・ 児童福祉：エンゼルプラン（子ども・子育て支援事業計画） |
|---|

これらの計画を具体的に推進するため、各個別計画にまたがる横断的な施策や、各計画では盛り込んでいない施策を新たに位置付け、総合的な考えのもと、一体的に定めることで、実施計画としての性格も併せ持つと考えられます。

③ その他の関連法及び計画について（国・県の指針等）

国の指針や関連法、「千葉県地域福祉支援計画」等の関連計画との整合性を図ったものとしします。

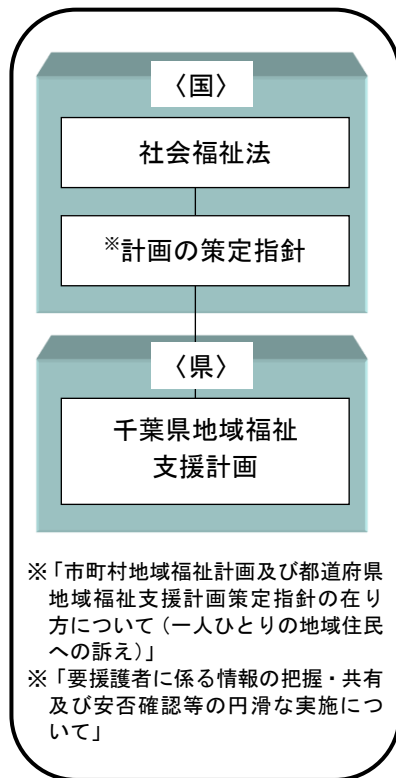
④ 地域福祉活動計画（民間計画）との関係

「地域福祉計画」は市町村が策定する行政計画であり、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が策定する民間計画で、地域の展望・目標の点ではほぼ一致しており補完し合うものです。

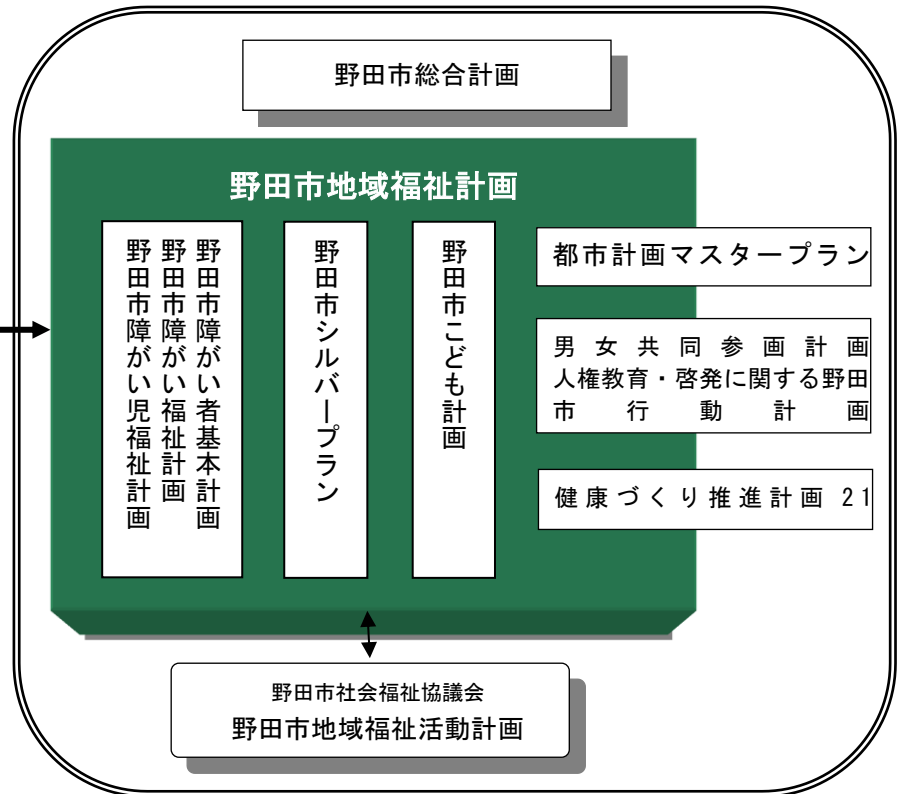
「地域福祉活動計画」では基本理念を「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」としており、本市における地域福祉計画は、福祉の総合計画として福祉関係分野を中心としながら市民生活に関係するまちづくり、人づくりの分野とともに、地域福祉活動計画をも包括した「福祉の総合計画」と位置付けています。

【「野田市地域福祉計画」位置付けの体系】

〈 関係機関 〉



〈 野田市 〉



4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）

住民参加による福祉活動の実績から、地域福祉の中心的推進役でもある地区社会福祉協議会の活動区域を一つの単位として捉えることを継続します。

5 計画の期間

令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

また、毎年度、審議会に進捗状況を報告することで確実な計画の進捗を図るとともに、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化により計画の見直しの必要があるかについても検討いたします。

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度 (2025 年度)	8 年度 (2026 年度)	9 年度 (2027 年度)	10 年度 (2028 年度)	11 年度 (2029 年度)
総 合 計 画	野田市総合計画 前期基本計画 第 2 次実施計画			野田市総合計画 後期基本計画 第 3 次実施計画 第 4 次実施計画						
地域福祉計画	野田市地域福祉計画第【3 次改訂版】					野田市地域福祉計画【第 4 次改訂版】				
シルバープラン		野田市シルバープラン 第 8 期			野田市シルバープラン 第 9 期					
障がい者基本計画	第 3 次 野田市障がい基本計画				第 4 次 野田市障がい基本計画					
障がい福祉計画		第 6 期 野田市障がい福祉計画			第 7 期 野田市障がい福祉計画					
障がい児福祉計画		第 2 期 障がい児福祉計画			第 3 期 障がい児福祉計画					
エンゼルプラン	野田市エンゼルプラン 第 5 期計画					※野田市子ども計画に変更予定				

6 野田市の現状

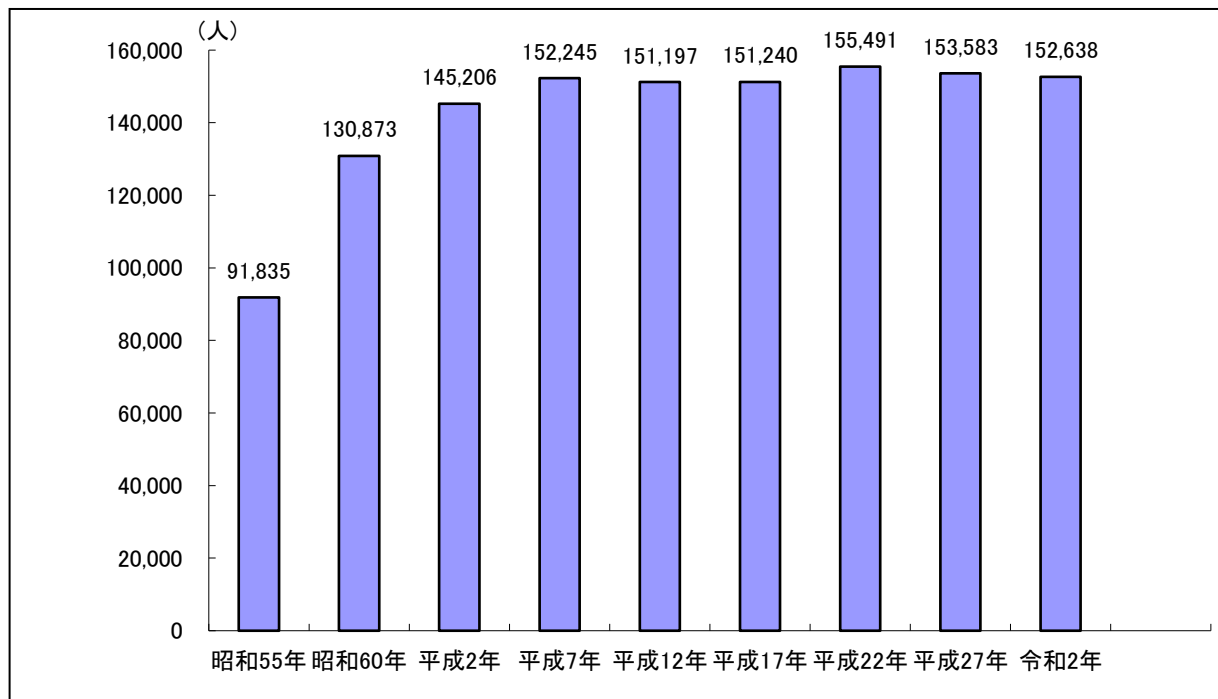
(1) 野田市における現状

① 人口の推移

令和2年10月1日現在の野田市の人口は、152,638人となっています。

平成7年までは急激な伸びを示していましたが、その後は横ばい状態となっています。

■野田市の総人口

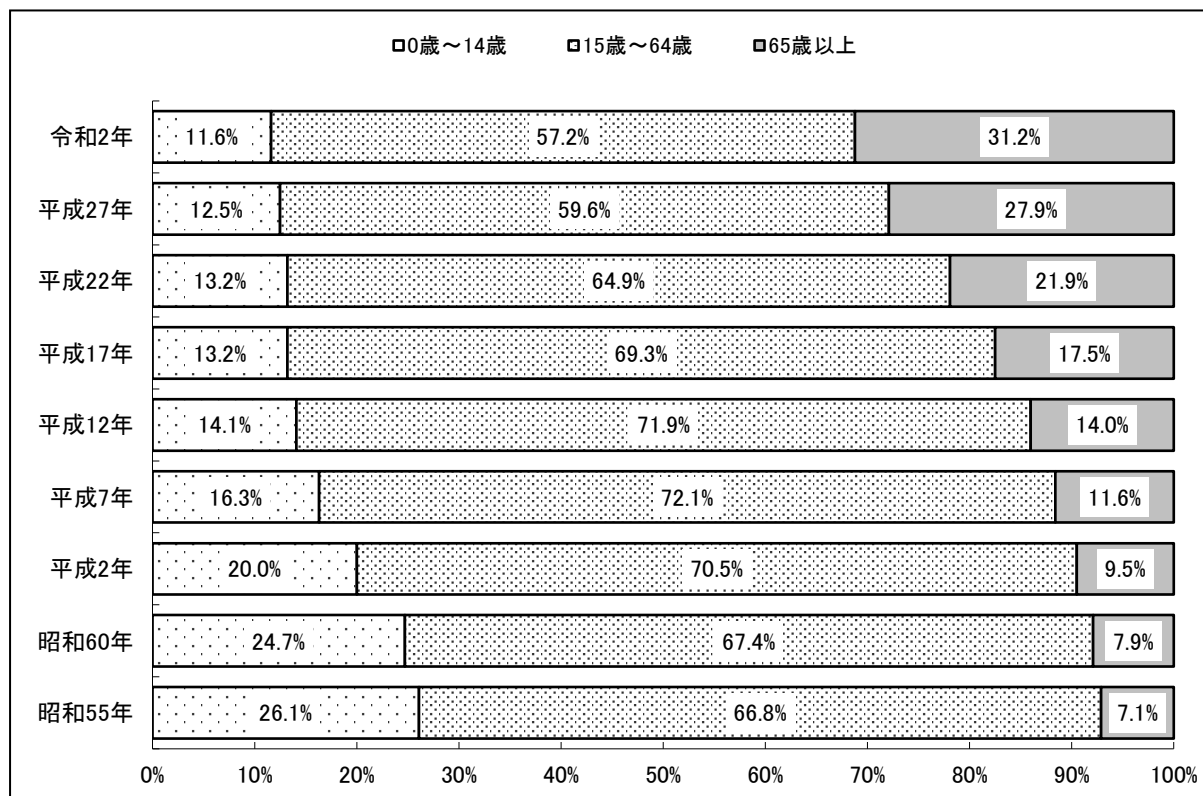


資料：国勢調査。※各年10月1日現在

② 年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成において、15歳から64歳までの生産年齢層の全体に占める割合が減少し過去10年間は横ばい状態にあります。また、14歳以下は継続して減少しています。一方で65歳以上の割合は30%台に推移しています。野田市においても、少子化・高齢化が進んでいることが分かります。

■ 年齢区分別の人口割合の推移

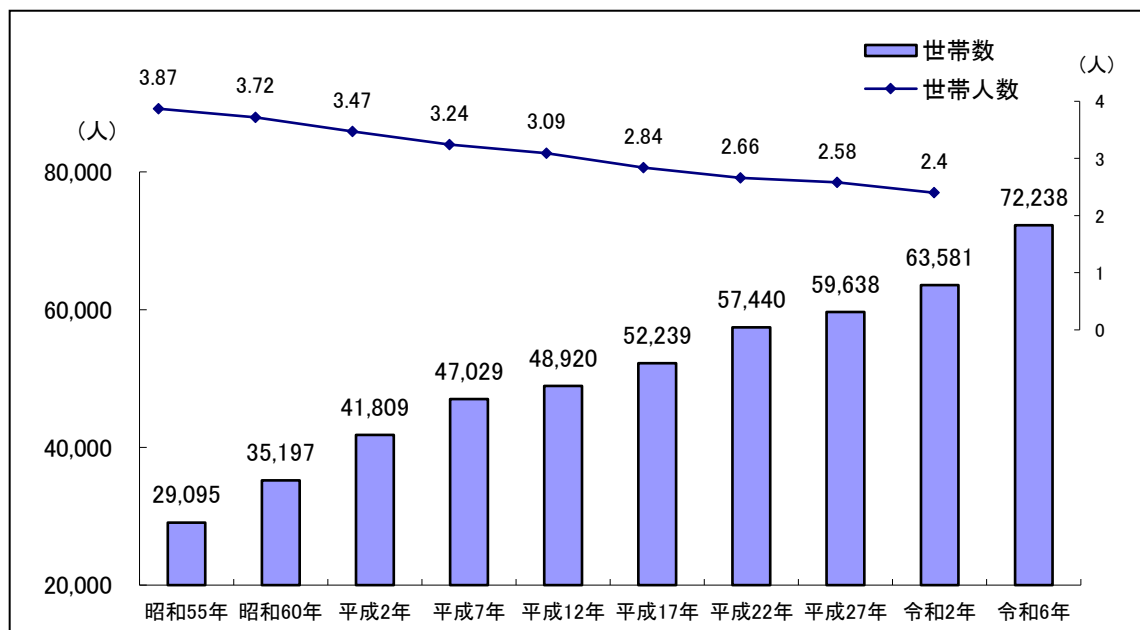


資料：国勢調査。※各年10月1日現在

③ 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は増加傾向を示しており、令和6年10月1日の世帯数は、72,238 仮世帯となっています。令和2年から令和6年で約9,000 仮世帯増加しています。一方で、1世帯当たりの人数については昭和55年から比較すると1.76人減っており、世帯の少人数化が年々進んでいます。

■ 世帯数及び世帯別の人数

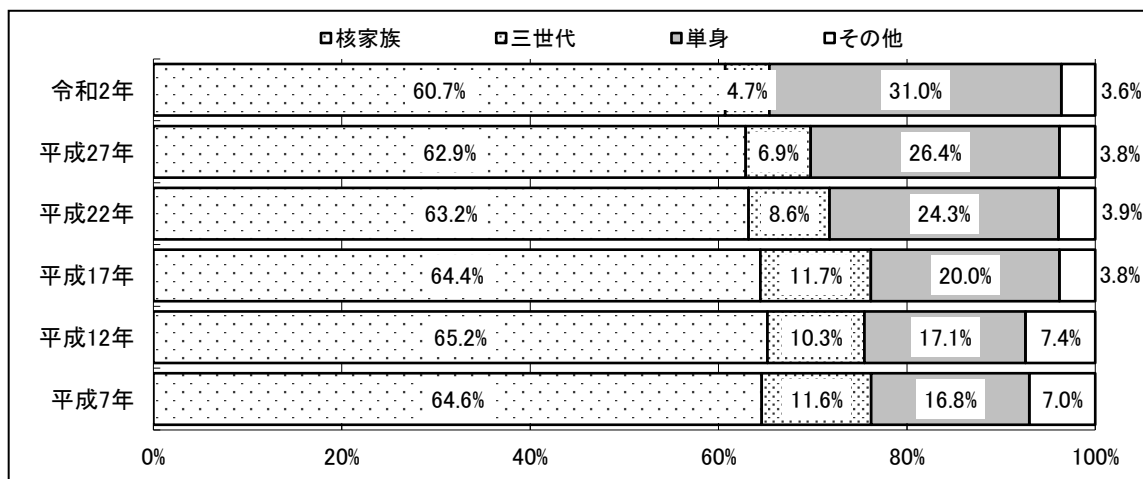


資料：国勢調査。※各年10月1日現在

④ 世帯類型の推移

世帯類型については、三世帯同居世帯は平成 17 年にはわずかに増加しましたが、また減少が続く一方で、単身世帯は増加しており、令和 2 年度には 31.0% となっています。

■ 世帯類型別の推移



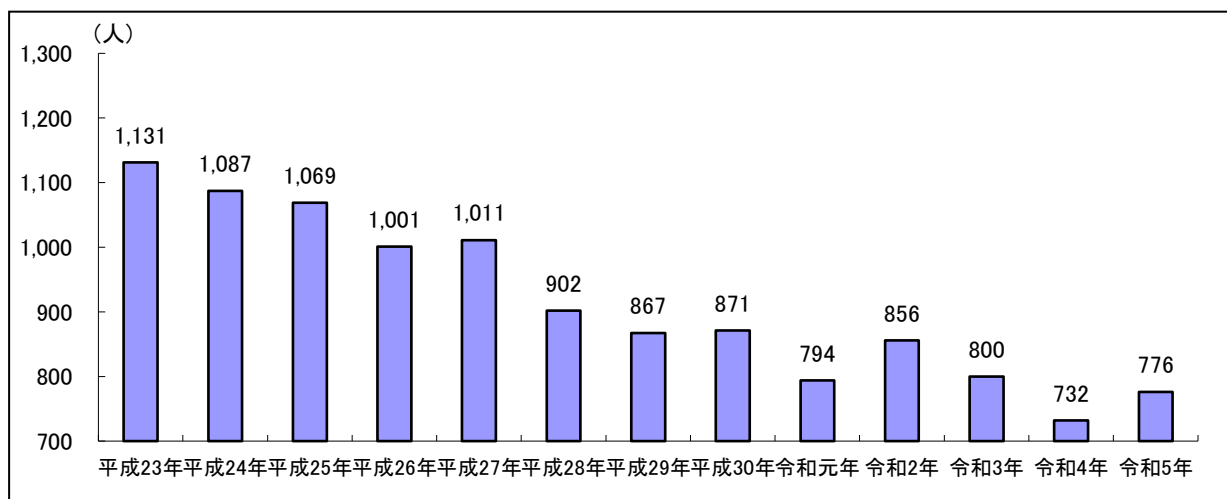
資料：国勢調査 ※各年 10 月 1 日現在

⑤ こどもの状況

〈出生数の推移・年分〉

出生数は、平成 23 年からは減少を続け、平成 28 年以降 1,000 人未満となり、増減は流動的となっています。

■出生数の推移

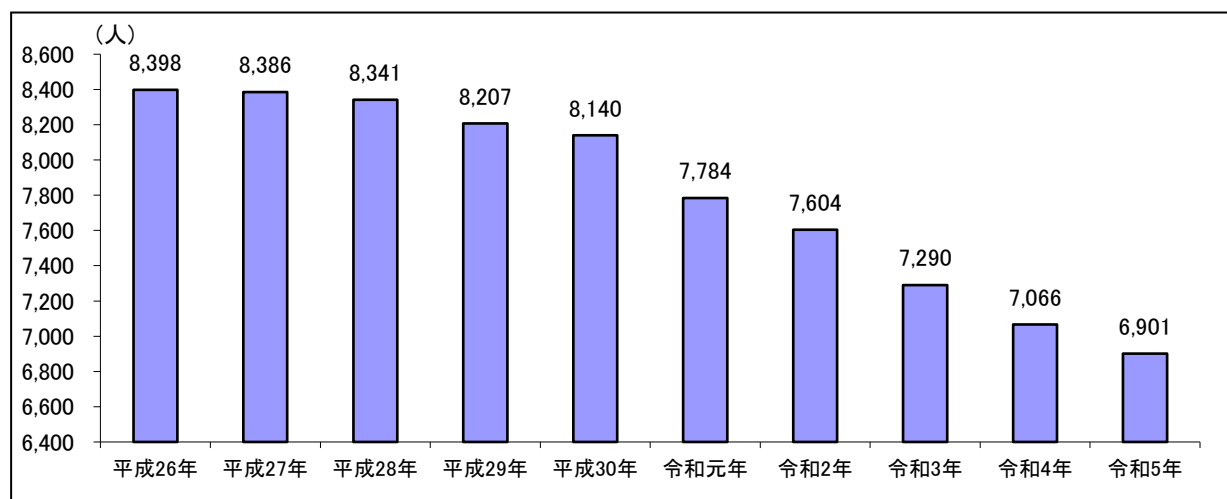


資料：野田市統計書 ※各年 12 月 31 日現在

〈小学校児童数の推移〉

小学校児童数は、平成 26 年度以降、減少が続き、令和元年以降は減少幅が増大しています。

■小学校児童数の推移

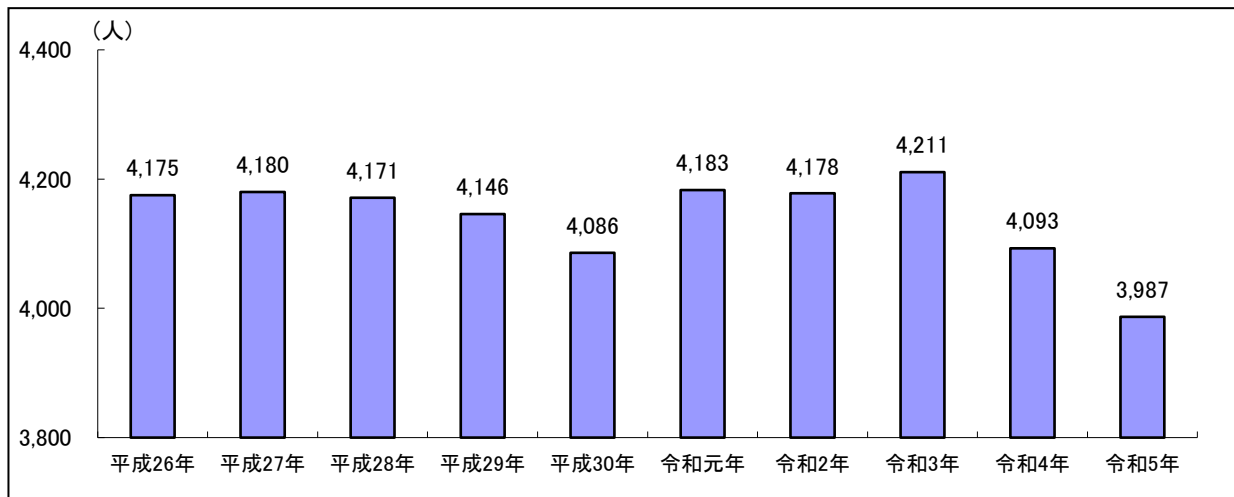


資料：野田市統計書 ※各年 5 月 1 日現在

〈中学校生徒数の推移〉

中学校生徒数は、増減を繰り返していましたが、令和 5 年には 3,987 人と減少しています。

■ 中学校生徒数の推移

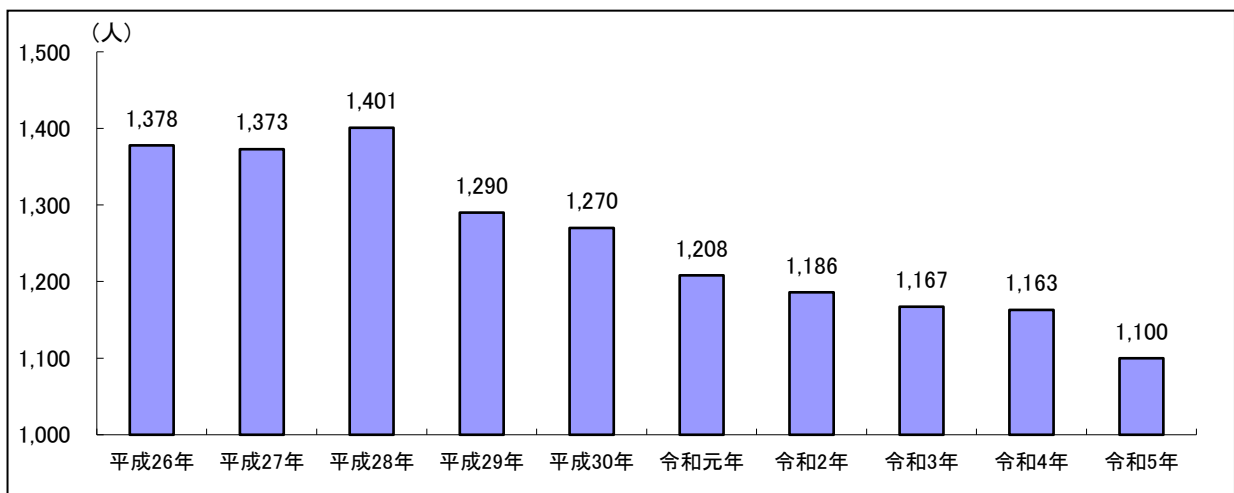


資料：野田市統計書 ※各年 5 月 1 日現在

〈児童扶養手当受給者数の推移〉

児童扶養手当受給者数も平成 28 年まで増加し続けておりましたが、平成 29 年からは減少しています。

■ 児童扶養手当受給者数の推移



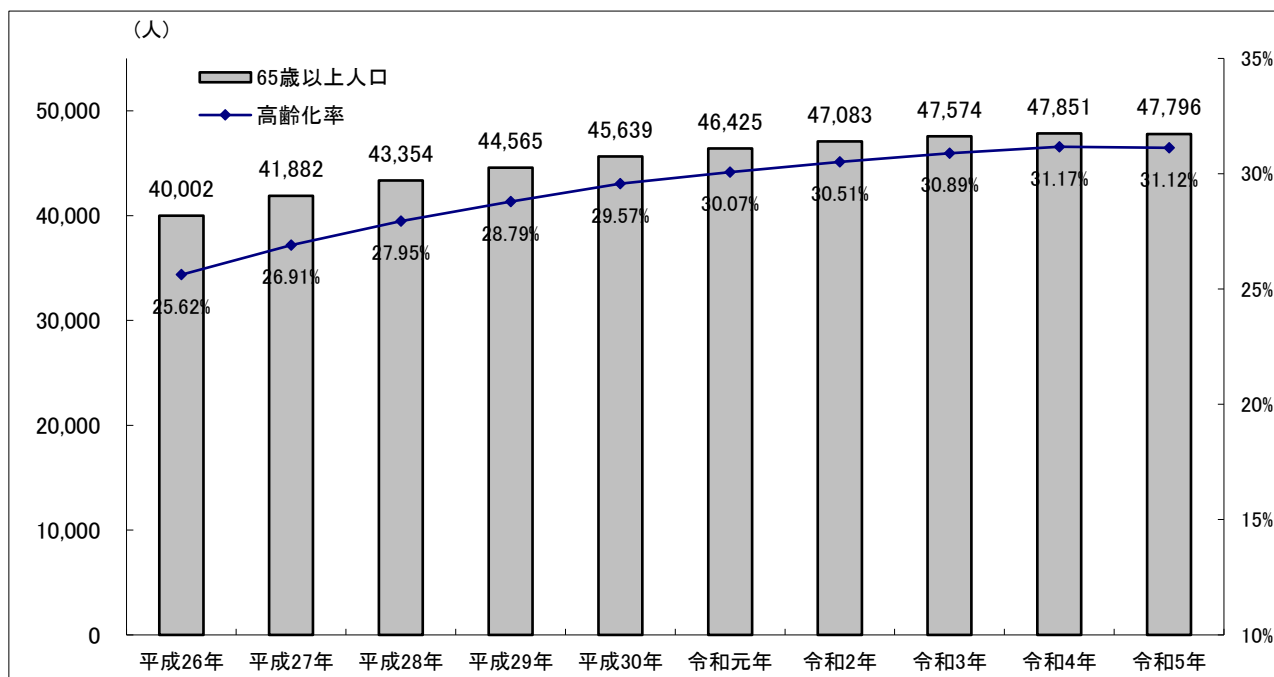
資料：野田の保健福祉 ※各年 4 月 1 日現在

⑥高齢者の状況

〈高齢者人口の推移〉

高齢者人口は、平成26年には4万人を超え、その後も増加傾向となっています。
高齢化率は、ずっと増加傾向をたどっており、令和元年に30パーセント台を超えています。

■高齢者人口の推移

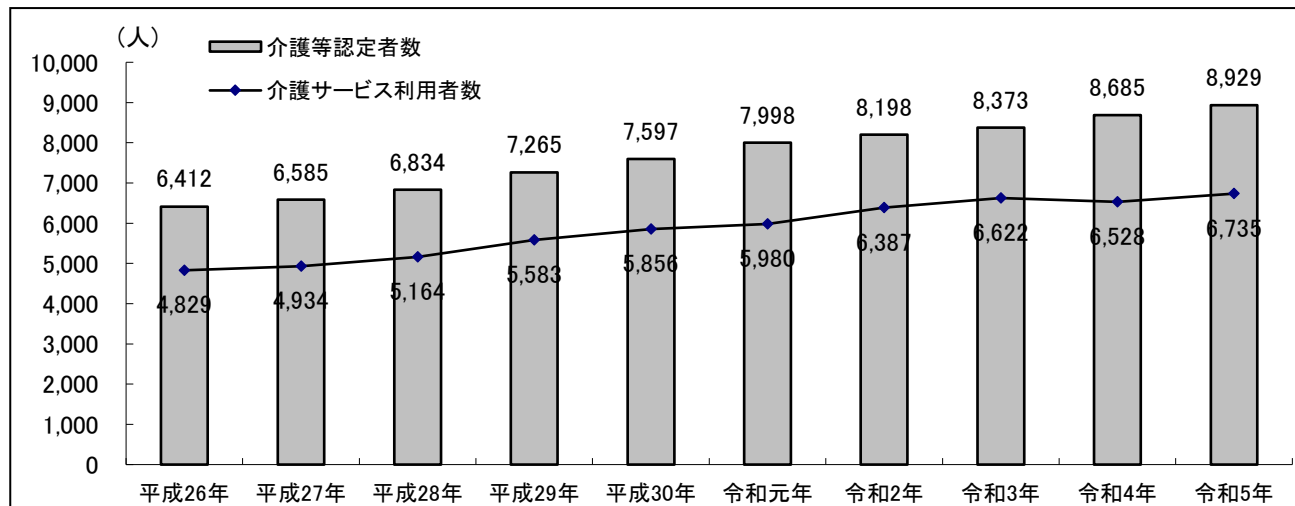


資料：住民基本台帳 ※各年4月1日現在

〈介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移〉

令和5年度の介護認定者数は8,929人で、介護サービス利用者数は6,735人となっており、経年的な増加傾向を示しています。

■介護等認定者数及び介護サービス利用者数の推移



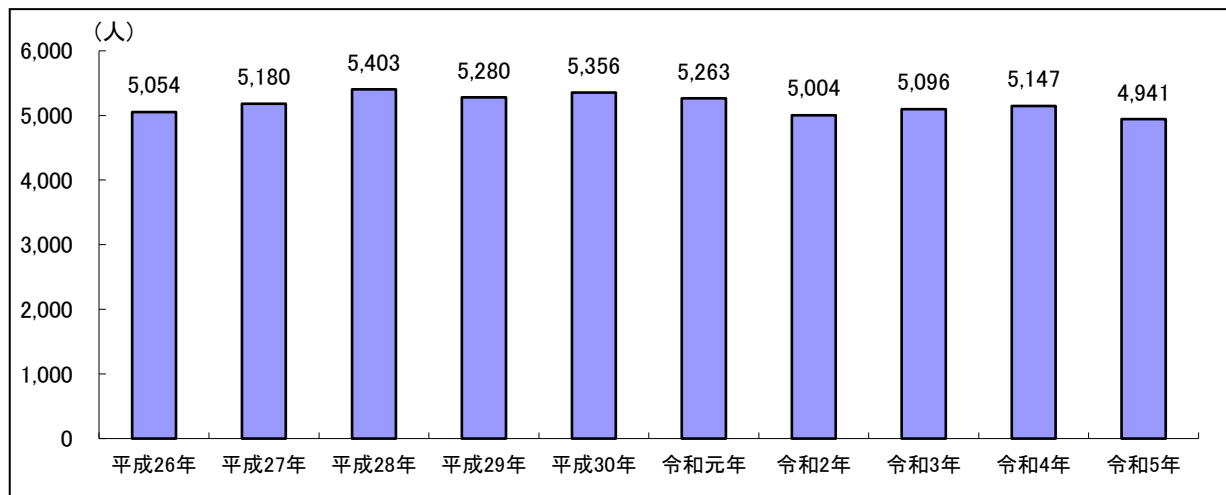
資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

⑦障がいのある人の状況

〈身体障害者手帳所持者数の推移〉

令和5度における身体障害者手帳所持者数は、4,941人となっており、増減を繰り返しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

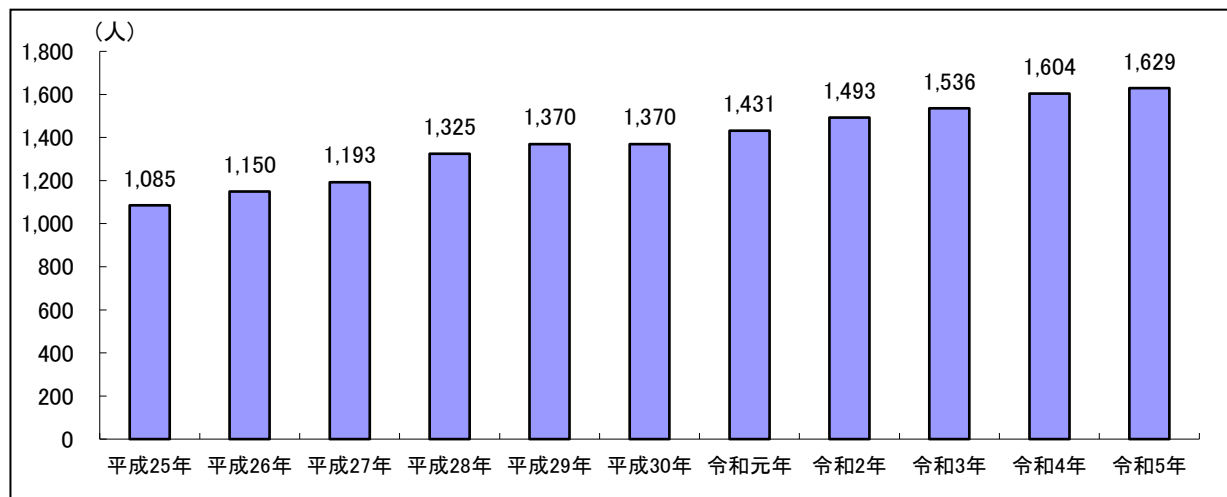


資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

〈知的障がいのある人の推移〉

令和5度における療育手帳所持者数は、1,629人となっており、経年的な増加傾向を示しています。

■療育手帳所持者数の推移

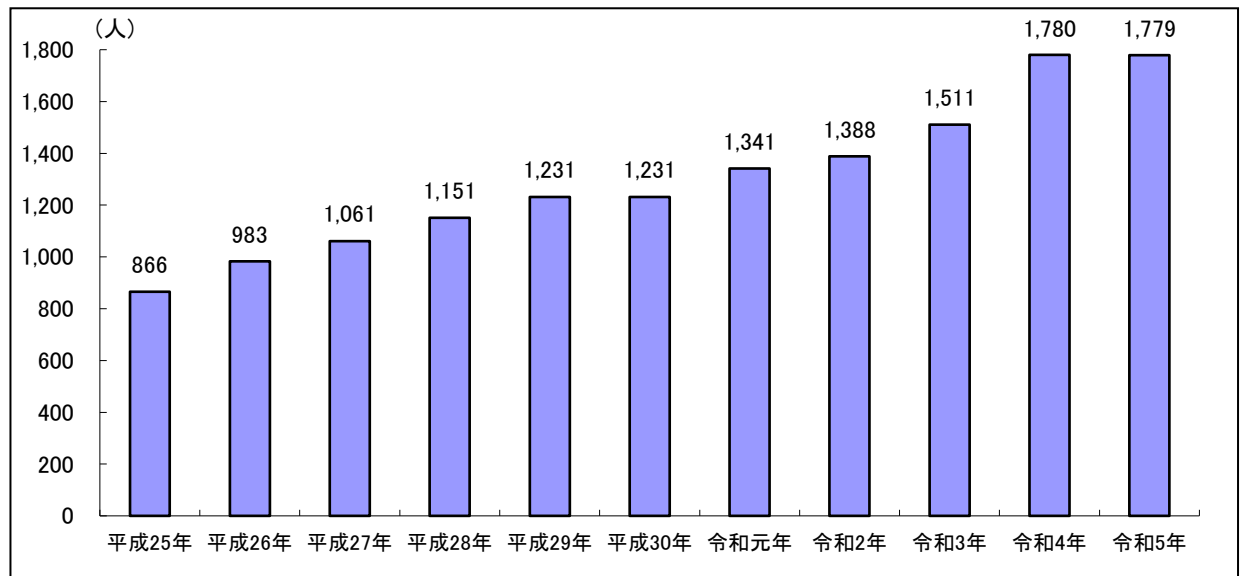


資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

〈精神障害保健福祉手帳所持者の推移〉

令和5年度における精神障害保健福祉手帳所持者数は、1,779人となっており、顕著な増加傾向を示しています。

■精神障害保健福祉手帳所持者数の推移



資料：野田の保健福祉 ※各年度末現在

【参考】

〈将来人口〉

野田市総合計画において、令和 12 年（2030 年）の人口は、約 15 万 2 千人と想定されています。

平成 12、17、22 年の国勢調査を基に野田市の人口推移や、土地区画整理事業による、影響を踏まえて令和 12 年までの人口推計が行われております。

また、計画期間の最終年となる令和 12 年の高齢化率は、平成 27 年と比較して 6.03 ポイント増加すると見込まれております。

■将来人口（基本値）の年齢別構成

年 齢	実数（人）		構成比（％）	
	平成 27 年 2015 年	令和 12 年 2030 年	平成 27 年 2015 年	令和 12 年 2030 年
14 歳以下	19,075	14,344	11.54	9.44
15－64 歳	91,030	86,557	60.90	56.97
65 歳以上	42,678	51,031	27.56	33.59
合 計	153,583	151,932	100.0	100.0

資料：野田市総合計画

⑧ 地域福祉の担い手の状況

○ 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の状況

野田市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられており、その構成は自治会、民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体、福祉施設、学識経験者等、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、地域住民を主体とした福祉活動を推進しています。

また、社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉の網の目づくりのため、市内 22 地区に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が地域住民の参画の下で立ち上げられ、地域の福祉活動の中心として、地域の福祉問題解決のために幅広く活動しています。

■ 社会福祉協議会の状況

年 度	元年	2	3	4	5
会 員 数 (世帯／社)	37,657	35,217	33,959	32,408	31,314

資料：社会福祉協議会（各年度 3 月末）

■ 地区社会福祉協議会の状況

地区社協	会員数（世帯）	地区社協	会員数（世帯）
上 町	659	南 部 南	1,606
中 央	572	南 部 第 2	1,205
上 花 輪	951	北 部	2,862
太 子 堂	661	西 部	1,106
中 野 台	1,594	七 光 台	824
清 水	2,066	川 間	2,763
東 部	1,732	福 田	1,640
中 根	1,288	関 宿	707
宮崎・柳沢	1,448	二 川	2,409
南 部 中 央	762	木 間 ケ 瀬	2,397
南 部 東	522	事務局扱	1
南 部 北	1,477	合 計	31,252

資料：社会福祉協議会（令和 6 年 3 月現在）

○ 民生委員児童委員（主任児童委員）の状況

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により、「住民（児童、妊産婦）の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされております。地域福祉の最前線で、地域の特性・相談者（生活保護、高齢者、児童等）の状況等を把握して、地域活動のリーダー的役割を果たすとともに、様々な社会資源に関する情報を地域の住民や関係団体に提供する役目も担って活動しています。

野田市における定数は 206 人となっており、厚生労働大臣から委嘱された民生委員児童委員が、それぞれの担当地区で社会福祉の向上のため活発に活動しています。

■地区別の民生委員児童委員の状況

地 区 名	現 員（人）		男（人）		女（人）	
	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 児童委員	うち主任 児童委員
第 1 地区 (野田・上花輪・上花輪新町)	20	2	11	0	9	2
第 2 地区 (中野台・清水・堤台・中野台鹿島町・桜の里一丁目・桜の里二丁目・桜の里三丁目・つつみ野一丁目・つつみ野二丁目・清水公園東一丁目の一部・清水公園東二丁目の一部)	22	2	8	0	14	2
第 3 地区 (目吹・金杉・鶴奉・柳沢・宮崎・横内・中根・大殿井・清水公園東一丁目の一部・清水公園東二丁目の一部)	29	2	9	0	20	2
第 4 地区 (山崎・今上・桜台・花井・堤根・山崎貝塚町・山崎梅の台・花井一丁目・みずき一丁目・みずき二丁目・みずき三丁目・みずき四丁目・桜木・山崎新町)	33	2	18	0	15	2
第 5 地区 (岩名・五木・谷津・吉春・蕃昌・座生・五木新田・七光台・岩名一丁目・岩名二丁目・五木新町・春日町・谷吉・泉三丁目・光葉町一丁目・光葉町二丁目・光葉町三丁目・清水公園東一丁目の一部・清水公園東二丁目の一部)	27	2	15	0	12	2
第 6 地区 (船形・中里・尾崎・東金野井・長谷・小山・荻打・日の出町・尾崎台・泉一丁目・泉二丁目・泉三丁目)	18	2	2	0	16	2
第 7 地区 (下三ヶ尾・三ツ堀・瀬戸・瀬戸上灰毛・木野崎・上三ヶ尾・二ツ塚・西三ヶ尾・大殿井)	17	2	5	0	12	2
第 8 地区 (岡田・親野井・柏寺・木間ヶ瀬・桐ヶ作・古布内・関宿内町・関宿江戸町・関宿三軒家・関宿台町・関宿町・関宿元町・中戸・次木・なみき一丁目・なみき二丁目・なみき三丁目・なみき四丁目・西高野・新田戸・はやま・東高野・東法珠花・平井・平成・丸井)	36	2	14	0	22	2
合 計	202	16	82	0	120	16

資料：生活支援課（令和 6 年 8 月 1 日現在）

○地域福祉推進の多様な担い手

野田市では、多くの個人や団体等が、市内の各地域で、ボランティア活動や多岐にわたる地域活動を通じて、地域福祉の推進に協力してくださっています。

活動の規模や頻度に違いはあっても、様々な立場にある個人や団体が、その知見を活かし身近な地域活動に参加されることで、地域福祉はより深く地域に根付き、広がっていきます。

7 野田市の福祉を取り巻く課題

(1) 地域社会の状況変化に対応した福祉サービスの提供

少子高齢化が進行する中、単身世帯数の増加傾向は今後も続くと言われており、家族での支え合いの機能の低下だけでなく、個人の価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下も進行しています。

このような中で、これまで地域福祉の需要拡大への対応に努めてきたところですが、高齢者のみの世帯や共働き世帯などの増加により、更なる需要拡大が見込まれることから、市民一人一人が適切な地域福祉サービスを享受できるよう、受け手に配慮したきめ細かな情報の提供や専門的な人材の育成、各種在宅サービスの充実とともに、関係機関の充実したサービスの提供に向けた基盤の整備や強化を継続的に図る必要があります。

特に、情報の共有化に向けた取組や、子育て支援施策による保育サービスの充実、高齢者や障がいのある人の在宅サービスや社会的孤立者、生活困窮者への支援、「誰もが健康でいきいきと生活する」ための疾病予防を含めた健康づくり等への取組が求められています。

支援を必要とする方の増加と、その要望の多様化に対応し、効率的・効果的に各種施策を展開するためには、当事者のニーズを的確に把握し、施策の取組みに対して市民の理解を得られるように努めつつ、関係分野の連携を図り、総合的・横断的なサービスの充実を図る必要があります。

(2) 市民が求める地域福祉活動に対応した基盤づくり

本市の一部には、まだ農村集落特有の「互助の精神」に基づく地域活動が残っていますが、都市化や少子高齢化の進行に加え、市内各所で小規模な宅地開発や大型の共同住宅建設があり、単身世帯や核家族世帯、高齢者のみの世帯が増加する中で、ライフスタイルや価値観の多様化がますます進み、住民同士のコミュニケーションが希薄化して地域コミュニティが形成しにくくなっている地域があります。

このような中で、地域福祉や健康づくりを推進するためには、「地域で暮らす全ての人が福祉の担い手であり、受け手でもある」という考え方のもと、「自助・共助・公助」の役割分担を各々理解した上で、着実に対応することが必要です。

これは、市民一人一人が「自分の健康や身の安全は自分で守る」という考え方に基づき、自分の健康や生活を守るための活動を行った上で、隣人等とお互いに支え合い・助け合い、地域連携による地域全体の健康づくりや防災活動を行うことを基盤に、行政が実施主体となる地域福祉施策の中で、生活満足度の高いまちづくりをしていくも

のです。

そのためには、「あいさつ、声かけ運動」の実践や、高齢者や障がいのある人、子育て世代等に対する理解の推進、健康づくりに対する啓発活動等の『きっかけづくり』のほか、ボランティアの確保・育成、ボランティア活動の強化、こどもを含めたあらゆる世代に対する福祉教育など『ひとづくり』に対する取組が重要となります。

また、住民同士の人間的なつながりを広め、地域の課題などを話し合う機会や場を設けることや、地域で福祉活動を実施している団体間の情報交換を行うような、社会の変化を織り込んだネットワークの構築と存続が課題としてあります。

(3) バリアフリー社会の確立と地域の活性化

ノーマライゼーションの理念に基づき、「誰もが住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らせ、あらゆる分野の活動に参加できる」ような社会であることを市民の誰もが願っています。

そのためには、地域福祉サービスの充実と同時に、行政を始め生活関連分野の関係者、地域住民が協力し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。交通機関や建物、道路施設等のハード面のバリアフリー化について、福祉のまちづくり運動や都市整備の進捗に合わせて引き続き推進していかなければなりません。併せて、高齢者や障がいのある人等の要支援者に対する理解を深め、いつでもちょっとした介助や声掛けができるような、「心のバリアフリー」を進めるためのソフト面の取組も必要です。

また、災害や火災時の避難等に支援が必要となる方にとって、地域住民の協力・支援が重要であることから、防災面のバリアフリー化について大きな課題となっています。

さらに、支援を必要とする方が、地域のあらゆる分野の活動に参加でき、それぞれが福祉の受け手であると同時に担い手として活躍し、いきいきと自立して生活できるような地域活動が重要です。

第2章 基本的な考え方

1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）

本計画は、「野田市における社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公的サービスの連携を図るための指針」となり、「福祉の総合計画」と位置付けています。

そこで、福祉分野別の個別計画における施策を包括しつつ、地域に必要な福祉サービスのニーズに対応する施策を計画します。

（1）社会福祉事業の計画的推進

野田市における分野別の計画では、高齢者福祉の「野田市シルバープラン」、障がい者福祉の「野田市障がい者基本計画・野田市障がい福祉計画」、児童福祉では「野田市エンゼルプラン」があり、それぞれに施策が存在します。

これまで指摘されてきた、行政の縦割り構造による弊害を解消し、複雑多岐に渡るサービスを、迅速かつ的確に提供することで、効率的な事業の推進に努めます。また、増加している複雑化、複合化した課題については、新たに創設された重層的支援体制整備事業を踏まえ、分野別の計画に属する関連施策を活用し、途絶えることのない支援による問題解決に臨みます。

（2）住民活動と公的サービスの連携の確保

野田市の福祉活動は、各地において様々な地域団体が活動を展開しております。

【主な活動団体】

・地区社協、民生委員、自治会、消防団、いきいきクラブ、子ども会、女性会、ボランティア等

核家族化や地域社会のつながりが希薄化していく傾向から、地域の課題が複雑化していく中で、地域住民のますます多様化していく福祉サービスのニーズに対し、全て一括した施策では対応しきれないことから、行政が地域住民や民間事業者などと協力・連携体制を確立することが必要不可欠となっており、引き続き相互のノウハウや人材等の活用を図り、総合的効率的なサービス提供等を構築することが求められています。

（3）行政改革の中で施策の充実を図る視点

市民サービスの更なる向上を図るために、限られた財源を可能な限り有効活用し、最小限で最大の効果を上げるため、更なる行政改革の必要があります。

市の責任ではありますが、行政自ら行わなくても民間活力を生かした方が経済的・効率的に有利な事業や、社会変化に適応した市民ニーズに対応することが望まれる事業等については、民間の積極的な活用や地域住民の相互扶助による地域福祉サービスをより優先的に推進していくものとします。

2 基本理念

～健康スポーツ文化都市～

市民と行政の協働・連携でつくる地域福祉を推進し、
「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指す

福祉サービスの受け手のみならず、その担い手やふだんの生活に福祉を意識していない方まで、全ての方々が福祉の受け手になる可能性があり、「誰もが地域に自信と誇りを持ち、誰もが協働・連携して福祉を進め、誰もが安心して暮らすことのできる仕組み（セーフティネット）を構築する」ため、地域の市民と行政が役割分担を行いつつ、関係機関の横断的な連携強化を進め、福祉と福祉に関連する様々な施策の充実を図っていく必要があります。

野田市の総合計画では、将来都市像を「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」から本市の方向性を表現した「生き生きと健やかに暮らせる都市」について、「支え合いによる福祉のまちづくりの推進」を目指すこととしています。

そのため、健康スポーツ文化都市の宣言に基づき、野田市総合計画「生き生きと健やかに暮らせる都市」における「支え合いによる福祉のまちづくりの推進」を実現するための基本理念を掲げます。理念達成のため、現行計画の基本目標、基本方針を本計画（第4次改訂版）においても継承し、これまでの施策を更に継続・発展していくものとします。

3 健康スポーツ文化都市宣言

(1) 健康スポーツ文化都市宣言とは

野田市が目指す「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現には、市民の皆様が「健康」であることが前提です。「健康」は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。

また、昨今の社会情勢や生活環境の変化に伴い、これから必要となるものが人間力、言い換えれば、社会を力強く生きていくための総合的な力を身につけていく必要があります。

そこで、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。

(2) 本計画と健康スポーツ文化都市宣言の関連性

本計画では、これまでの基本理念、基本目標及び基本方針を踏襲しつつ、「健康スポーツ文化都市宣言」に基づき、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、地域福祉を推進していきます。

健康スポーツ文化都市宣言

令和5年4月1日

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。更に、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくります。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

第3章 基本目標等

1 基本目標

(基本目標1) 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

野田市は、全国の傾向と同様、少子高齢化や核家族化が進んでいますが、市民の間には、古くから隣近所との付き合いが残っている地域が多くあり、地区社協や自治会などによる地域活動、ボランティアやNPO法人などの活動が活発に行われています。

しかしながら、市全体を見渡した場合、地域社会のつながりの希薄化は進行していると言わざるを得ない状況です。

地域の課題に対し、住民が自主的に支え合い、助け合うためには、活動する環境が整っている必要があります。活動環境を充足させるためには、主体となる住民自身が自らの住まう地域を振り返り、地域福祉への関心を高め、積極的に関わっていくことが望まれます。

市は、住民の地域福祉へ積極的な関わりを求めるだけでなく、そのための「きっかけ」づくりをしていく必要があります。具体的には、地区社協、ボランティア団体、NPO法人等の任意団体が自主的及び自発的な地域福祉の活動に取り組めるよう、必要な情報や知識の提供、また、活動拠点となる場や機会の確保を支援していきます。

全ての市民があらゆる活動に自主的に参加できるようにするには、地域ネットワークづくりが求められ、地域交流の場を多く設ける必要があります。

本市では、活動団体に関わる「人づくり」に重点を置いており、地域福祉を推進するためボランティア活動の役割が大きくクローズアップされ、誰もが福祉サービスの担い手として活動に参加することで生きがいとなって日常生活を営むことができるような施策を図っていきます。

(基本目標2) 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

現在の福祉サービスは、こどもから高齢者、障がいのある人に至る全ての人たちが必要とするサービスを自ら選択して受けることができるようになっております。

しかし、提供されるサービスが適切で、質の高いものとなるためには、サービスの利用者と提供者の関係が対等であり、サービスの内容がいずれかの価値観に偏ることは望ましくありません。

そのためには、福祉サービスにおける情報提供や活用体制を充実させることが重要であり、連携強化を主体とした行政改革を図り、福祉関係機関・団体等との連携を更に強化していくことで、地域の生活課題や福祉ニーズに対応し、総合的な福祉サービスの充実に向け継続的に努めていくものとします。

高齢者や障がいのある人に対する支援については、支援事業の一貫性や継続性が重要なことから、地域、保健、医療等と連携を図り対応を進めていきます。

サービス利用者のための権利を守るため、相談体制の充実や日常生活自立支援事業・

成年後見制度利用促進事業の周知については、近年、特殊詐欺などが横行する中、これまで以上に努めることで市民の安全を確保していきます。

（基本目標 3） 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人を含め、全ての人が安心して暮らせるまち・地域とするには、バリアフリーのまちづくりを進める必要があります。

バリアフリーに関しては施設等のハード面だけでなく、また、行政だけでなく福祉及び生活関連機関や地域住民の協力の下で、ソフト面である心のバリアフリーを築き上げることが必要です。

支援を必要とする人に対し、自然に声掛けや手助けができるような環境づくりのため、日常生活の中における意識高揚や準備が必要となってきます。

そのため、例えば「災害時要支援者」と呼ばれる災害時に支援が必要な方々と、地域における情報共有や防災訓練参加などを通して、安心のできる地域づくりへつなげるとともに、バリアフリー化の一助としても期待できることから、防災面からも早急に推進していくものとします。

これまでの施策にもありましたが、これまでの高齢者や障がいのある人が、福祉の受け手だけでなく、担い手として生きがいを持って生活できるような地域活動が、今後更に求められています。

（基本目標 4） 自殺対策の推進

自殺対策基本法における以下の基本理念を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない野田市を目指します。

- （1）自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広く適切に図られることを旨として、実施します。
- （2）自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施します。
- （3）自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的視点からのみならず、自殺の実態に即して実施します。
- （4）自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施します。

- (5) 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策における有機的な連携を図り、総合的に実施します。

(基本目標 5) 成年後見制度利用の促進

- (1) 認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、判断能力が十分でない人への権利擁護支援のため地域連携ネットワークの構築を図ります。
- (2) 権利擁護の必要な人の発見に努め、福祉・医療・地域の関係者が連携して適切な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。
- (3) 法律・福祉の専門職団体等による連携強化を図り、包括的な支援体制の整備に努めます。
- (4) 中核機関を設置し、地域連携ネットワークの運営を市が主体となって取り組みます。
- (5) 相談機能の充実を図るため、関係機関の連携強化を図ります。
- (6) 成年後見制度に関する広報・啓発に努めるとともに、市民後見人の育成や活動支援を図っていきます。
- (7) 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体等と連携し、後見人等候補者名簿の作成に取組み、必要に応じて適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。

2 基本方針について

(1) 地域福祉推進のための『きっかけづくり』

著しい社会情勢の変化に伴い複雑多様化する地域社会で、地域福祉ニーズに対応するためには、様々な分野がヨコの連携を図ることで各種の施策を充実させることが重要となっています。

市では、高齢者について精神的・社会的に自立して充実した生活が送れるよう、生きがいと健康づくりを推進しています（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画」（野田市シルバープラン）等）。こどもについては、子育て支援に対するサービスの充実を進めています（「野田市エンゼルプラン」（「野田市子ども・子育て支援事業計画」）等）。障がいのある人については、障がいのある人に対する理解を広めることで、共生社会の実現に努めています（「野田市障がい者基本計画」及び「野田市障がい福祉計画」等）。

このような中で、市民の抱える生活課題が地域課題として顕在化するに至り、その最終的な解決には、行政だけの取組では限界があり、地域や市民の理解と協力が重要かつ不可欠となっています。

市は、地域参加の「きっかけづくり」となる、様々な情報を市民に向けて継続して発信し、より幅広い市民に地域参加を働きかけるとともに活動の後押しをすることで、地域福祉の推進に努めます。

(2) 地域福祉推進のための『人づくり』

近年、全国的に頻発する災害において、ボランティアやNPO活動と共に、地域住民同士のつながりや、相互扶助の重要性が繰り返し指摘されています。

しかし、広く活躍が望まれる生産年齢層では、経済情勢の影響や共働き世帯の増加、子育てや介護など、地域活動に参加しにくい状況もあると考えられます。

高齢者や障がいのある人等を始め、地域住民が持つ生活課題は複雑かつ多岐にわたり、今後とも少子高齢化の進行やひとり親家庭等の拡大が想定されることから、ますます課題増加による福祉ニーズの必要性が高まると考えられます。

このような課題に対応するためには、これまで努めてきた市民全体への地域福祉に対する理解を高めていく活動が更に必要であり、専門的な知識や経験者のノウハウはもちろん、それ以外の方を含めた具体的な担い手を確保していくことが必要になります。

したがって、地域の方々を中心とした市民ボランティアの参画が大きな力となるとともに、参加した市民が様々な人や団体等と新たな連携を築き、支援のノウハウを学ぶことでこの経験を地域に反映し、支援の力として生かされることが期待されます。

このように、野田市では「地域で暮らす人全てが福祉の担い手であり、受け手である」という考え方のもと、専門知識やノウハウを持つ特別な人だけでなく、「自分にできることをできるだけやる」という気構えに意識を転換し、将来にわたる地域福祉の担い手を確保するため、あらゆる場面における「人づくり」を基盤づくりの一つとして位置付けます。

(3) 地域福祉推進のための『ネットワークづくり』

行政や市民、各種団体等で取り組む地域福祉分野の活動は、地域で生活課題を抱える者の支援に大きな役割を果たしてきました。

しかし、主に行政の機構上類似した事業が別々に実施されるなど、対象者が限定されたことから真にサービスを必要としている方に行き届かないことがあります。

これまでも指摘がありましたが、それぞれ行政や地域での連携不足や情報共有の不足など、「ヨコのつながりが希薄」と言われることが原因だと考えられます。

行政と市民、地域住民同士が情報の共有化を図っていくため、新たに創設された重層的支援体制整備事業によるネットワークを地域福祉の推進の一つの柱と位置付け、過不足のない効率的なサービス提供等に努めていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活していく上での課題は、様々な分野で絡み合い複雑化しています。また、課題は、個人の課題である場合もあれば、世帯全体の課題である場合もあり、容易に類型化することができなくなってきました。

具体的には、中高年のひきこもりの子を後期高齢者の親が面倒を見るという 8050 問題や、介護と育児が同時期に発生するダブルケアの課題、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者（ヤングケアラー）などが社会問題になっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度、生活困窮者支援制度など単一の制度のみでは解決が困難であり、制度、分野ごとに整備されてきた公的支援についても複合的に支援していくことが必要になります。

また、地域住民や地域の多様な主体が支え手や受け手という関係を超えて「我が事」として参画し、人同士はもちろんのこと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」が平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法でも求められ、その後、「地域共生社会」の実現に向け、令和 3 年 4 月 1 日に施行された改正社会福祉法で「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

このような地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、様々な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるなどの『包括的な支援体制の整備に係る事業』における体制の整備を進めていきます。

(5) 総合的・横断的なサービスの充実

現在、地域社会のニーズが多様化する中で、地域福祉においても「利用者本位のサービス」に対応する必要から、効果的かつ効率的に福祉サービスを提供するためには、従来の各分野の個別計画（児童福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画等）を質的・量的に拡充するだけでは限界があります。

一方、各分野の個別計画はそれぞれ密接な関係にあることから、個別にサービスを提供するより関連する複数のサービス事業を一括、一体的に提供する仕方が効果的及び

効率的な実施の検討ができると考えます。

このため、既存のサービスについて拡充・強化を図る場合、質的・量的及び専門性の向上だけでなく、他の分野との整合を今まで以上に留意する必要があります。また、複数の分野にまたがる施策については、対象者の個別ニーズの把握とともに需給バランスを考慮して効率的かつ効果的に施策が推進されるよう、「健康福祉センター」、「児童相談所」、その他の社会福祉施設等とも十分な連携を図りながら検討を進めていきます。

(6) 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備

市民が求める地域福祉サービスを提供するには、市民のニーズを的確に把握するとともに、対象者である受け手の状況にも配慮した情報提供の仕方等、実施されるサービスについての情報をあらゆる手段を通して市民に提供することで、知って理解していただくことが重要です。

今後、様々な場面で寄せられる市民のニーズを、個人情報保護に配慮しながら、共有できる仕組みを構築するとともに、市民がまちづくり等の地域活動に参加しやすくなるための情報を積極的に提供していきます。

情報提供にあたっては、従来通り、分かりやすい内容とするとともに、受け手が容易に入手できるように配慮し、新たなニーズや状況の変化には、より効果的な提供の方法や時期、場所をふまえ迅速な対応に努めます。

(7) 権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実

地域における福祉サービスは、社会情勢の変化と住民ニーズの多様化に対応すべく、これまで様々な法制度等が大幅に改正され、よりきめ細やかなサービスが多数提供されるようになりました。

しかし、そのサービスは実際に必要となったときに初めて自らのこととして制度等を認識することが大半であり、更なる相談窓口の充実を図るとともに身近で気軽に相談ができる総合的な体制が必要であることから整備を進めます。

(8) 生活困窮者の自立支援

全国的な経済社会の構造的な変化等により、既存の制度では十分な対応が難しい経済的困窮者及び生活保護受給者、また社会的孤立者や複合的な課題を抱える市民等の生活困窮に至る傾向が高い層に対し、生活保護に至る前の段階における支援を抜本的に強化するものとして、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月）が施行されました。

野田市では同法の趣旨を踏まえ、支援を必要とする世帯に対して、生活実態に応じて就労支援や家計改善支援を行うとともに、経済的に困窮する世帯に対しては生活保護法（昭和 25 年 5 月）による保護を適正に運用し、生活扶助のほか医療扶助、介護扶助を継続的に実施します。

(9) バリアフリー社会の確立

地域に暮らす全ての人にとって「いつまでも安心して暮らせるまち」を構築していくためには、「誰もが同じ目線で暮らす」ことが重要であり、そのためには行政を始め関

係機関及び関係者、地域住民が協力し、バリア（それぞれの人の障壁）の解消に努めていく必要があります。

野田市では、平成9年から「福祉のまちづくり運動」として、高齢者や障がいのある人等が実際に利用度の高い施設等をパトロールし、高齢者・障がいのある人の視点から、歩道の段差等を点検することで、応急処置的に問題解決を図るなど、即効性に重点を置いて対応してきました。

障がい者基本計画では、バリアフリー新法施行により、駅及び駅前広場、道路、信号機、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

このようなハード面の取組に加え、高齢者や障がいのある人、妊産婦等の社会的弱者に対する意識改革を図り、心理的なバリア（障壁）を取り除くソフト面のバリアフリー化による共生社会が求められています。

また、防災面から、災害時に避難等の支援が必要な方（避難行動要支援者）に対し、「野田市避難行動要支援者支援計画」が策定されており、日常的な地域活動の情報活用や防災訓練等への積極的な参加を促すとともに、個人情報に配慮しつつ民生委員や福祉関係機関との連携の下、避難行動要支援者の対象者の情報登録（名簿等）を促進する等、防犯を含め暮らしの安全に対する取組から、福祉のまちづくり推進に努めます。

(10) 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化

かつては、福祉は高齢者や障がいのある人、経済的困窮にある人など、特定の人を受け取るものと考えられがちでしたが、時代の流れのなかで、子育て、介護、こころの悩みなどの様々な生活上の問題を含め、誰もが人生の段階に応じて利用しうるものとして、その位置付けが変わってきました。

こうした中で、「福祉によるまちづくり」との考え方が生まれ、福祉の充実がまちの環境を充実させ、まちの環境の充実が市民生活の満足度を高め、市民生活の満足度の高まりが福祉活動の活性化につながり、福祉活動の活性化が福祉の更なる充実につながるといった好循環が、地域経済の活性化を伴う「人の流入」をもたらす社会全体が活性化すると考えられます。

野田市は、「地域に暮らす人全てが福祉の担い手であり受け手である」という考え方に立ち、地域の誰もがそれぞれできることを行うことで、地域福祉から社会全体が活性化に結び付くことを念頭に体制等のシステム構築を目指します。

(11) いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画）

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。

また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有すること

が重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などと、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる社会づくりの推進に努めます。

(12) 権利擁護支援のための『ネットワークづくり』（成年後見利用促進基本計画）

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成、親族後見人も含めた活動支援の在り方、判断能力に不安があり金銭管理が必要な人等への支援の在り方について、既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域連携ネットワークの構築を図る必要があります。

権利擁護の必要な人の発見に努め、福祉・医療・地域の関係者等が連携して適切な支援につなげる地域連携の仕組みを整備するとともに、法律・福祉の専門職団体等による連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を図るため、中核機関を設置します。

相談機能の充実を図るため、関係機関の連携強化を図ります。

また、成年後見制度利用促進のため、広報・啓発活動に努めるとともに、市民後見人の育成や活動支援を図ります。

さらに、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体や社会福祉協議会等の法人後見を行う法人と連携し、後見人等候補者名簿の作成に取組み、必要に応じて適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。

3 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

（1）持続可能な開発目標（SDGs）とは

SDGs（エスディーゼイズ）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されます。

17 のゴールは、①貧困や飢餓、教育などいまだに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGs は、これら社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

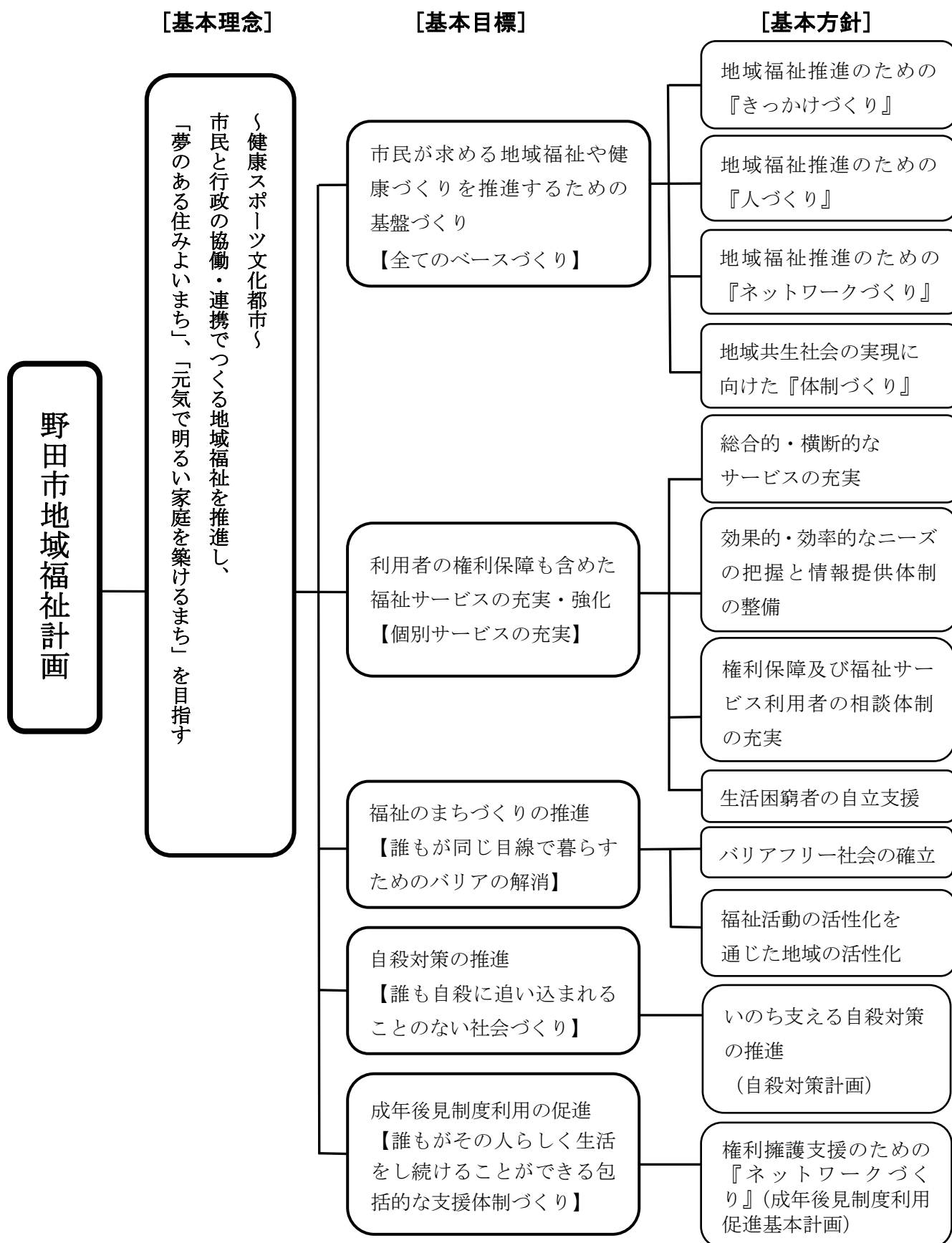
SDGs の 17 のゴール



本計画における基本方針	関連するSDGs17の目標
1 保健福祉推進のための『きっかけづくり』	     
2 保健福祉推進のための『人づくり』	    
3 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	      
4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	         
1 総合的・横断的なサービスの充実	         
2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	         
3 福祉サービス利用者の相談体制の充実	         
4 生活困窮者の支援	         
1 バリアフリー社会の確立	         
2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	        
1 計画策定の趣旨等	         
2 野田市における自殺の現状	         
3 野田市の自殺対策における取組	         
1 計画策定の趣旨等	    

第4章 計画の体系

【野田市地域福祉計画】



【各基本目標における関連事業】

〔基本目標 1〕 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり
【全てのベースづくり】

○基本方針

○関連事業

地域福祉推進のための
『きっかけづくり』

- (1) あいさつ、声かけ運動の推進
- (2) 地区社会福祉協議会との協働
- (3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討
- (4) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚 (シ)
- (5) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成 (シ)
- (6) 公共サービス従事者に対する障がいのある人への理解の促進 (障)
- (7) 食育の推進 (エ)

地域福祉推進のための
『人づくり』

- (1) ボランティア情報の提供
- (2) ボランティアの育成
- (3) ボランティア活動の支援
- (4) 学校・地域における福祉教育の充実
- (5) 生きがい対策の充実 (シ)
- (6) ボランティア活動の推進 (シ)
- (7) 福祉教育等の推進 (障)
- (8) ボランティア活動に対する理解の促進と支援 (障)
- (9) 指導力の向上と研究の促進 (障)
- (10) 児童の健全育成 (エ)
- (11) 次代の親の育成 (エ)
- (12) 家庭や地域の教育力の向上 (エ)

地域福祉推進のための
『ネットワークづくり』

- (1) 地域福祉活動団体間の連携の強化
- (2) 地域の触れ合いの場づくり
- (3) 地域自治組織についての検討
- (4) 行政職員の地域活動への参加
- (5) 地域ケアシステムの確立 (シ)
- (6) コミュニティ活動の促進 (シ)
- (7) コミュニケーション支援体制の充実 (障)
- (8) 子育て支援ネットワークづくり (エ)
- (9) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 (エ)

地域共生社会の実現に
向けた『体制づくり』

- (1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- (2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
- (4) 重層的支援体制整備事業の推進
- (5) 再犯防止の推進

〔関連事業の凡例〕

- (障) 障がい者計画
(エ) エンゼルプラン
(子ども関連の計画)
(シ) シルバープラン
(高齢者・介護関連の計画)

〔基本目標２〕 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化
【個別サービスの充実】

○基本方針

○関連事業

総合的・横断的な
サービスの充実

- (1) 高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討
- (2) 地域での孤独・孤立への対策の推進
- (3) こどもの健全育成に係る施策の総合的推進
- (4) 住宅サービスの適切な提供
- (5) 施設サービスの適切な提供
- (6) 認知症高齢者に係る施策の推進（シ）
- (7) 家族介護等への対応（シ）
- (8) 介護保険制度の円滑な対応（シ）
- (9) 地域密着型サービスの適切な提供（シ）
- (10) 健康増進活動の促進（シ）
- (11) 疾病予防の促進（シ）
- (12) 介護予防の促進（シ）
- (13) 安心できる医療供給体制の構築（シ）
- (14) 利用者本位の生活支援体制の整備（障）
- (15) 住宅サービス等の充実（障）
- (16) 施設サービスの再構築（障）
- (17) スポーツ・文化芸術活動の振興（障）
- (18) 福祉用具の利用支援（障）
- (19) サービスの質の向上（障）
- (20) 専門職の育成・確保（障）
- (21) 専門機関の機能の充実と多様化（障）
- (22) 総合的な支援施策の推進（障）
- (23) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進（障）
- (24) 障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実（障）
- (25) 精神保健、医療施策の推進（障）
- (26) 母子家庭等の自立支援の推進（エ）
- (27) 保育サービスの充実（エ）
- (28) こどもや母親の健康の確保（エ）
- (29) 思春期保健対策の充実（エ）
- (30) 小児医療の充実（エ）
- (31) 良質な住宅の確保（エ）
- (32) 良好な居住環境の確保（エ）
- (33) 安全・安心まちづくりの推進等（エ）
- (34) こどもを取り巻く有害環境対策の推進（エ）
- (35) こどもの交通安全を確保するための活動の推進（エ）
- (36) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（エ）
- (37) 被害に遭ったこどもの保護の推進（エ）
- (38) 児童虐待防止対策の充実（エ）
- (39) 立入検査や一時保護の充実、重大事例の検証における県との連携等（エ）
- (40) 障がい児施策の推進（エ）
- (41) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（エ）
- (42) 仕事と子育ての両立（エ）

効果的・効率的な
ニーズの把握と
情報提供体制の整備

- (1) 効果的・効率的なニーズの把握
- (2) 誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる
情報提供体制の充実・強化
- (3) 啓発、広報活動の推進（障）
- (4) 情報バリアフリー化の推進（障）
- (5) 社会参加を支援する情報通信システムの普及（障）
- (6) 情報提供の充実（障）
- (7) 発生予防、早期発見・早期対応等（エ）

権利保障及び福祉サ
ービス利用者の相談
体制の充実

- (1) 日常生活自立支援事業・成年後見制度利用促進事業
の普及啓発
- (2) 苦情解決処理システムの利用促進
- (3) 地域包括支援センターの活用
- (4) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進（シ）
- (5) 認知症高齢者に係る施策の推進（シ）
- (6) 相談支援体制の充実（障）

生活困窮者の自立支
援

- (1) 日常生活の支援
- (2) 自立に向けた支援
- (3) 学習支援事業
- (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

〔基本目標 3〕福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

○基本方針

○関連事業

バリアフリー社会の
確立

- (1) ハード面のバリアフリー化
- (2) ソフト面のバリアフリー化
 - ① 心のバリアフリーの推進
 - ② 障がいのある人等に対する防災面でのバリアフリー
- (3) 高齢者の生活の安全確保（シ）
- (4) 高齢者に配慮したまちづくりの推進（シ）
- (5) 住宅、建造物のバリアフリー化の推進（シ）
- (6) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の促進（障）
- (7) 安全な交通の確保（障）
- (8) 防災、防犯対策の推進（障）
- (9) 施設のバリアフリー化の促進（障）
- (10) 安全な道路交通環境の整備（障）
- (11) 安心して外出できる環境の整備（障）

福祉活動の活性化を
通じた地域の活性化

- (1) 市内事業所への働きかけ
- (2) 就労対策の充実（シ）
- (3) 民間活動等との連携（障）
- (4) 経済的自立の支援（障）
- (5) 社会的及び職業的自立の促進（障）
- (6) 障がいのある人の雇用場の拡大（障）
- (7) 地域における子育て支援サービスの充実（エ）

〔基本目標4〕 自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

○基本方針

いのち支える自殺対策の
推進

○関連事業

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (2) 生きることの促進要因への支援

〔基本目標5〕 成年後見制度利用の促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【誰もがその人らしく生活をし続けることができる包括的な支援体制づくり】

○基本方針

権利擁護支援のための
『ネットワークづくり』

○関連事業

- (1) 地域連携ネットワークの構築
- (2) 中核機関の設置及び担うべき機能

第5章 計画の推進（体制と役割）

1 進行管理・評価体制の構築

本計画を実施して実現させるためには、達成度を評価することと、一定期間において計画を見直す必要があります。

野田市地域福祉計画審議会は、設置条例において計画の見直しや実施に関して必要な調査及び審議を行うことが所掌事務とされていることから、計画の進行管理と評価について、同審議会の活用を基本として進めていきます。

2 庁内関係部局との連携

計画の推進に当たっては、関係部局との協力・連携に努めつつ、対応していきます。

3 役割分担と連携

本計画を推進するには、市を始め社会福祉協議会及び福祉関係事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに市民一人一人が努力するとともに、協力し合うことが大切です。

（1）市の役割

市は福祉サービス利用者のニーズを把握するとともに、公的サービスの一層の充実を図り、地域福祉活動に関わり、また関わろうとする団体や市民に対し、適切な情報提供を行い、地域福祉に対する意識の醸成など、福祉を取り巻く環境づくりを支援します。

（2）福祉関係者の役割

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会・地区社会福祉協議会は、地域の課題や福祉ニーズの把握に努め、市民やボランティア団体などと連携し、福祉活動事業の推進に努めます。

また、福祉関係事業者については、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、業種を超えた連携等を含めたサービスの拡充に努めます。

（3）市民の役割

市民は、地域の人とのコミュニケーションを積極的にとり、地域活動や各種の行事・イベントへ自主的に参加し、地域の連携を図ります。

さらに、福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手でもあることを理解認識し、あらゆる活動に参加することが重要です。